

Title	〔商法四六九〕誤振込された預金の被仕向銀行による貸付債権との相殺
Sub Title	
Author	藤田, 祥子(Fujita, Sachiko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2006
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.79, No.10 (2006. 10) ,p.59- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20061028-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔商法四六九〕

誤振込された預金の被仕向銀行による
貸付債権との相殺

〔名古屋高判平成一七年三月一七日、平成一六年（ネ）第五二八号
不当利得返還請求控訴事件、控訴棄却（上告受理申立て）
金融法務事情一七四五号三四頁、金融・商事判例一二二四号一九頁〕

〔判示事項〕

振込依頼人が、誤振込を理由に、仕向銀行に組戻しを依頼し、受取人も、振込依頼人の誤振込による入金であることを認めて、被仕向銀行による返還を承諾している場合には、受取人と被仕向銀行との間に振込金相当額の（当座）預金契約が成立したとしても、正義、公平の観念に照らし、その法的処理において、実質はこれが成立していないのと同様に構成し、振込依頼人の損失によって被仕向銀行に当該振込金相当額の利得を生じたものとして、組戻しの方法をとるまでもなく、振込依頼人への直接の返還義務を認めるのが相当である。

〔参照条文〕

民法一条二項・三項、民法七〇三条

〔事案〕

X（原告、被控訴人）は、共同店舗総合施設の管理等を業とし、肩書き住所地にショッピングセンターを設置経営している株式会社であり、Y（被告、控訴人）は、預金又は定期預金の受入れ等を業とする株式会社である。Xは、平成一五年一月一〇日、O銀行（S支店）（以下「仕向銀行」ともいう）を通じてY（K支店）（以下「被仕向銀行」ともいう）のA名義の当座預金口座（以下「本件口座」ともいう）に六六万八七八〇円を振り込んだ（以下「本件振

込」、以下、本件振込により送金された金員を「本件振込金」という。

A は、同月六日に廃業の張り紙をし、同月六日、七日に手形不渡を出し、同月一〇日、銀行取引停止処分を受けた。本件振込は、X がその取引先である B へ送金すべきものを誤ったものである。

Y は同月一〇日午前一一時四二分に本件口座に上記振込を個別に手動で入金記帳し、その後の同日午後一時一分、本件口座を強制解約し、その時点での預金残高については相殺を行うため別段預金に振り替えた。

X は、同月一〇日、前記誤振込に気付き、被仕向銀行 (Y) に連絡したところ、その担当者から、いわゆる組戻しの手続の説明を受けたため、仕向銀行の担当者に組戻しを依頼し、仕向銀行が同日午後三時五分に組戻しの手続をとったが、被仕向銀行である Y は、本件口座は既に強制解約済みであったので組戻しはできないとしてこれを拒否した。X は訴訟代理人を通じて Y に対し、同月一五日到達の内容証明郵便で、本件振込は誤振込であるとして、その返還を請求したが、Y から返還されないため、同年五月二五日、本訴を提起した。

A は同年六月二六日、本件振込金について何らの権利も

なく、Y から支払いを受ける意思を有しておらず、これを X に返還してもらいたい旨の確認書を作成している。

Y は A に対し、本訴係属中である平成一六年一月二三日到達の書面で、Y が A に対して有する証書貸付残元金債権三三二〇万円を自働債権、本件口座を解約した平成一五年一月一〇日現在の預金残高一五〇万七五四八円 (本件振込金を含む) を受働債権として、対当額において相殺する旨通知した。

〔判〕旨

控訴棄却

「振込依頼人が受取人との間の振込みの原因となる法律関係を欠くにもかかわらず、誤って受取人の預金口座に振込みを仕向銀行に依頼し、いわゆる誤振込みにより受取人の被仕向銀行の当座預金口座に入金記帳された場合、原則として、受取人の被仕向銀行の当座預金口座に入金記帳されることにより、振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の存否とは関係なく、受取人と被仕向銀行との間の当座預金契約が成立することになり、振込依頼人の誤振込みにより、直ちに被仕向銀行に振込金額相当の利益が生じたものとはいえない。しかしながら、振込依頼人が、誤振込みを理由に、仕向銀行に組戻しを依頼し、受取

人も、振込依頼人の誤振込みによる入金であることを認め、被仕向銀行による返還を承諾している場合には、受取人において、振込依頼人の誤振込みによる入金を拒否（あるいは、上記当座預金口座に記帳された振込金額相当の預金を事実上放棄）する意思表示をするものと解することができる。他方で、被仕向銀行においても、受取人が当該振込金額相当の預金債権を権利行使することは考えられず（なお、誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、また、誤った振込みの有無に関する錯誤に当たるといふべきであるから、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する（最高裁判成一五年三月一二日第二小法廷・金融法務事情一六九七号四九頁）。）、このままの状態では振込金の返還先が存在しないことになり、同銀行に利得が生じたのと同様の結果になること、さらに、被仕向銀行が、誤振込みであることを知っている場合には、銀行間及び銀行店舗の多数かつ多額の資金移動の円滑な処理の面からの保護を考慮することは必ずしも必要ではなく、かつ、振込依頼人と受取人間の原因関係をめぐる紛争に被仕向銀行を巻き込み、対応困難な立場に置くこともなく（なお、受取人、被仕向

銀行共に誤振込みであることを知っている場合には、間違つて振り込みをした者に不利益を負わせるのが公平であるともいえない）、個別的な組戻し手続をとることを妨げるものではないことからすれば、以上のような場合にあっては、上記のとおり、受取人と被仕向銀行との間に振込金額相当の（当座）預金契約が成立したとしても、正義、公平の観念に照らし、その法的処理において、実質はこれが成立していないのと同様に構成し、振込依頼人が誤振込みを理由とする振込金相当額の返還を求める不当利得請求においては、振込依頼人の損失によって被仕向銀行に当該振込金相当額の利得を生じたものとして、組戻しの方法をとるまでもなく、振込依頼人への直接の返還義務を認めるのが相当である。ただし、受取人が、振込金について預金債権を有しないことを認めており、被仕向銀行には組戻しを拒む正当な理由がないのに、誤振込みをした振込依頼人は、受取人に対する不当利得返還請求権（受取人に上記預金債権が成立し、他方、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係を欠くことから、受取人に法律上の原因なく利得が生じることになる。）の行使しかできないとすると、受取人としては、常に被仕向銀行に対する預金債権を行使せざるを得なくなり（しかも、当座預金口座の場

合には当座取引の終了が必要となる。)、いたずらに紛争の解決を迂遠なものとし、実質的に保護すべき関係にないものを保護する結果となり、無用な混乱を招くものといえる。」

〔研究〕

判旨の結論に賛成、理論構成に疑問あり

一 本件は、誤振込された預金を受取人に対する貸付債権と相殺した被仕向銀行に対する振込依頼人の不当利得返還請求が認められた事例であり、誤振込後、振込依頼人がただちに組戻しを依頼し、受取人も確認書を作成しているにもかかわらず、被仕向銀行が組戻しを拒否し、訴訟提起後六カ月以上たつて相殺を行った点に特徴がある。

本評釈で取り上げる誤振込とは、振込依頼人が受取人の指定を誤り、仕向銀行および被仕向銀行がそれに従って振込処理を行ったため、振込依頼人が想定していた受取人への振込とは異なる結果が生じることをいう。仕向銀行および被仕向銀行は指図通りに処理を行っている点で、仕向銀行または被仕向銀行が処理を誤った場合とは区別される。

二 誤振込の場合、振込依頼人が被仕向銀行に対し、不当利得返還請求ができるかという問題については、まず受取

人と被仕向銀行との間に預金契約が成立するか検討する必要がある。預金が不成立であれば、相殺できないこととなるため、被仕向銀行には法律上原因のない利得があることになり、振込依頼人は被仕向銀行に対して不当利得返還請求が可能となるからである。この問題につき、学説は当初、振込依頼人の仕向銀行に対する振込委託の意思表示が錯誤によりなされたことに着目し、振込委託契約の錯誤無効の帰結として、受取人の預金債権の存否の問題を捉える錯誤アプローチをとっていた(前田達明「振込」加藤一郎・林良平・河本一郎編『銀行取引法講座(上)』三一九、三二〇頁)。しかし振込依頼人の振込委託の錯誤無効は、仕向銀行との間の振込依頼契約に関し主張できることであつて、そこから直ちに受取人と被仕向銀行の間の関係においても、振込金による預金契約の成立を否定できるわけではない(岩原紳作『電子決済と法』三二四頁)。そこでその後、登場した誤振込に関する下級審裁判例においては、錯誤アプローチはとられなかった。本件以前の下級審裁判例としては、以下のものがある(①につき後藤紀一「振込取引をめぐる最近の判例と問題点」金融法務事情一二六九号一五頁は、銀行の記帳ミスの一事例として分類されるべき性質の事件とする)。

①名古屋高判昭和五一年一月二八日判タ三三七号二六〇頁

A社は、振込依頼の際、受取人の氏名を「豊和工業株式会社」と記載すべきところを「豊和産業(株)」と記載し、これがY銀行本店のテレックスの仮名文字による「ほうわさんぎょう」なる表示で通信され(口座番号その他の記載はない)、Y銀行N支店も、たまたま、同支店の預金者中に、同音の会社として「朋和産業株式会社」一社があったため、同社の普通預金口座に入金手続をし、かつ、入金案内を発した。その後、Y銀行N支店は、朋和産業に入金案内が誤りであった旨を通知するとともに、あらためて豊和工業に入金案内したが、その日にXが朋和産業の預金に対して申し立てた債権差押・転付命令がY銀行N支店に送達された。XがY銀行に対して転付を受けた預金の支払いを請求したのに対し、「……約款上の受入承諾の意思は、客観的にも実質上正当な受取人と指定される取引上の原因関係の存在を当然の前提としているものと解され、右正当な受取人にたいしてでない振込の場合にまで、預金として受け入れる意思があると認めることはできない」と判示し、Xの請求を棄却した。

②鹿児島地判平成元年十一月二七日判タ七一八号一二四頁
XがC銀行のA口座に振込しようとしたところ事務処理

の過誤により別の取引先であるY銀行のB口座に振込依頼した。その後、Y銀行はBの預金として入金記帳された振込金と自己のBに対する貸付債権を相殺したため、XがY銀行に対し、不当利得による振込金の返還請求をしたところ、「事前の包括的な消費寄託契約の意思表示は、無限定のものではなく、客観的に実質上正当な振込金の受取人と指定されるべき、取引上の原因関係の存在を前提としているものと解すべきであり、従って、そのような原因関係を欠く、いわゆる誤振込金については、右の事前の包括的な意思表示に含まれず、その預金債権とはならないものといわなければならない。」と判示し、Xの請求を認容した。

③東京地判平成二年一〇月二五日判時一三八八号八〇頁
XがD銀行の株式会社東辰の口座に振り込みをしようとして、誤ってかつて取引のあったF銀行の株式会社透信(コンピュータ処理による銀行振込では、いずれもカ)トウシンと表示されていた)の口座を指定して、F銀行に振込依頼をし、その結果右透信の口座に入金記帳されたところ、Yが透信に対する債権に基づき右口座の預金債権を差し押さえた。そこで、Xは、Yに対し、右振込みに係る預金部分につき目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有するとして、第三者異議の訴えを提起した。これに対し、

受取人と被仕向銀行が「預金債権を成立させることにつき事前に合意しているものは、受取人との間で取引上の原因関係のある者の振込依頼に基づき仕向銀行から振り込まれてきた振込金等に限られると解するのが相当である。」と判示し、Xの請求を認容した。

④東京高判平成三年一月二八日判時一四一四号五一頁

③の控訴審判決である。Xの錯誤無効の主張については要素の錯誤であるが、Xに重過失があるとしてこれを認めなかったが、「振込金による預金債権が有効に成立するために、受取人と振込依頼人との間において当該振込金を受け取る正当な原因関係が存在することを必要とするか否かも、右預金取引契約の定めるところによるべきであるが、振込が原因関係を決済するための支払手段であることに鑑みると、特段の定めがない限り、基本的にはこれが必要とすると解するのが相当である。」と判示して預金債権は成立しないと、Yの控訴を棄却した。

④では、錯誤無効の主張が、振込依頼人に重過失があるとして認められなかった。下級審裁判例は、誤振込の問題を被仕向銀行と受取人との間の契約の解釈問題と考える契約解釈アプローチを前提とする原因関係必要説にたつものである。この原因関係必要説の主たる論拠は、いわゆる「棚

ぼた式」利益論とでも称すべき当事者間の利益考量である。これらの下級審裁判例の後、最高裁判決がでた。

・最判平成八年四月二六日民集五〇巻五号一二六七頁

③の上告審判決である。「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。ただし、前記普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸からせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られているからである。

また、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる

法律関係が存在しないにもかかわらず、振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできないというべきである。」と判示し、契約解釈アプローチの原因関係不要説をとって預金債権は成立するとし、Xの請求を棄却した。

この最高裁判決（以下「平成八年最判」とする）が預金は成立するとした最大の理由は、長年にわたり銀行間で運営・遂行されてきた現行振込システム（仕組み）の合理性を法的に承認し、これを維持させる必要を明言したものであり（石井眞司〔判批〕金融法務事情一四六一号四頁）、明快に銀行保護の姿勢を示したものと解された（岩原紳作〔判批〕金融法務事情一四六〇号一六頁）。この平成八年最判については、事例にそった解決をしたのではないかという見解がある。つまり結論が先にあって理由づけが考えられており、③事件に関しては、預金債権を差し押さえた第三者に誤入金を保持させてもよいという最高裁の判断から預金は成立しているといわざるをえなかつたとするのであ

る。したがって被仕向銀行が貸金と相殺している場合であれば、また別の判決が出ていたかもしれないとする（野村豊弘発言「〈座談会〉誤振込と預金の成否をめぐる諸問題」金融法務事情一四五号二五、二六頁）。しかしながら契約解釈アプローチの原因関係不要説をとって預金が成立するとした平成八年最判は、確立した判例となっており、場面を問わず広く一般に適用されている。本件も平成八年最判を引用して預金は成立するとした。このように預金は成立するという前提にたつと、そこから被仕向銀行に不当利得返還請求できるということはストレートに結びつかなくなる。なぜなら預金は成立するという前提にたつと不当利得返還請求の相手方は被仕向銀行ではなく受取人になるからである。また平成八年最判で差押えが認められる以上、同じ債権者である被仕向銀行による相殺が認められてもよいことになろう。しかしながら誤振込によって成立した預金債権を受働債権とし、回収不能とみられていた受取人に対する貸付債権を自働債権として被仕向銀行が相殺できるということは、被仕向銀行が棚ぼたの利益を得ることになると考えられ、この棚ぼた利益をどうするかというのが緊急のテーマとして浮上してきたという指摘がなされた（石井・前掲五頁）。このように契約解釈アプローチの原因関

係必要説の論拠となっていた預金債権の偶然の成立によって受取人の債権者らに棚ぼたの利益を与えるべきではないという棚ぼた式利益論は、平成八年最判を契機に預金債権の成否というレベルでなく、預金の成立を前提にその後始末をどうするかというレベルでその実現を模索するようになったという指摘がある(三枝健治「誤振込による預金債権成立後の対応(上)」みんけん五八〇号一六頁)。

平成八年最判以後、刑事事件ではあるが、本判決でも触れられている誤振込関連の詐欺罪の成立に関する最高裁決定(最決平成一五年三月一二日刑集五七卷三号三二二頁)がでた(以下「平成一五年最決」という)。この事件は、誤振込であることを知りながら、受取人がそのことを秘して預金の払戻しを受けた場合に詐欺罪が成立するとされたものである。この平成一五年最決は、誤振込による預金債権の成立を前提としている点では、平成八年最判を踏襲しているが、方向としては決して同一ではない。誤振込であることを知りながら、受取人がそのことを秘して預金の払戻しを受けた場合に詐欺罪が成立するということは、成立した預金は受取人の財産であるとしても、受取人が自由に処分できるものではないことを意味する。それはむしろ、受取人の債権者がそれを債権の引当てとして期待すべきで

ないという、棚ぼた式利益論ともつながり得るという指摘がある(本多正樹「誤振込と被仕向銀行の相殺(上)」金融法務事情一七三三号四一頁)。そうだとすれば、被仕向銀行の相殺も一定の範囲で制限されるのは、決して根拠がないことではない。この点では、平成八年最判は、平成一五年最決によって一定の条件が付せられたと見ることもできる(本多正樹「誤振込と被仕向け銀行の相殺(下)」金融法務事情一七三四号五三頁)。

三 平成八年最判以後、誤振込された預金の被仕向銀行による貸付債権との相殺の裁判例は、本件もあわせて二件ある。いずれも平成八年最判を引用して預金は成立するとした上で、振込依頼人による被仕向銀行への不当利得返還請求を認めている。

・名古屋地判平成一六年四月二一日金融・商事判例一一九二号一頁

本件の原審判決である。本件誤振込金につきYは「Xに返還されるべき不当利得金であることを認識できたものであり、かつXの組戻し依頼に応じることに支障のないものであることも前記のとおりである。そうすると、Yによる前記相殺は、正義、公平の観念に照らして、本件振込金相当額の限度で無効であるというべきである。

よって、Yの前記相殺による本件振込金相当額の利得は法律上の原因を欠くことになる。そして、Xが本件振込金相当額の損失を生じていることは明らかであり、Yの利得とXの損失との間の因果関係の存在も是認することができると判示し、Xの請求を認容した。

・東京地判平成一七年九月二六日金融・商事判例一二二六号八頁

Xは、Aに対する決済のためエレクトロニック・バンキングサービスを利用してB銀行に一九万円余の振込依頼をするにあたり、振込先一覧で一行違いであったため、Y銀行M支店のCの普通預金口座を指定してしまった。XはAから問い合わせを受けて誤振込の事実を認識し、翌日組戻しを依頼したが、Cと連絡がつかず、その承諾がえられないため、組戻しの依頼には応じられないとY銀行から回答された。一方、Y銀行I支店は、Cに対して有する貸付債権と誤振込金を含む預金債権を相殺した。XはY銀行の担当者の助言にしたがいCに対して本件誤振込金相当額についてこの不当利得返還請求訴訟を提起し、全部勝訴判決を得て差押えを申し立てたところ、Y銀行はXの請求に応じなかった。

Y銀行は、本件誤振込金相当額を、Xの損失のもとで、

いわば「棚からぼた餅」的に利得したものとした上で「銀行が、振込依頼人から受取人の所在不明であって組戻しの承諾を得ることができない事情について相当の説明を受けていながら、誤振込の事実の有無を確認することのないまま、受取人に対する債権をもって当該振込に係る預金債権を相殺して、自らの債権回収を敢行したような場合には、この債権回収は、振込依頼人に対する関係においては、法律上の原因を欠き、不当利得となるものと解するのが公平の理念に沿うものといえる」と判示し、Xの請求を認容した。

いずれも本判決の理論構成とは異なっている。これはいずれの判決も理論先行によるものというよりは、誤振込をなした振込依頼人と、振込金相当額の相殺を実施した被仕向銀行のいずれを救済すべきか、という利益考量から結論を準備し、そこに至る判断を整理したからであるといえよう（渡邊博巳「意図していない振込と振込金の取戻し」金融法務事情一七六三号三五頁）。

まず本件原審判決は、相殺を無効とし、その相殺による振込金相当額の利得を被仕向銀行の不当利得とするものである（中村弘明「誤振込により成立した預金債権と被仕向銀行の受取人に対する貸金との相殺の可否」金融法務事情

一七六一号三五頁、渡邊・前掲四一頁)。この判旨に賛成する見解(波床昌則〔本件原審判批〕判例タイムズ臨増一八四号六六頁、菅野佳夫〔本件原審判批〕判例タイムズ一一五二号一〇五頁)もあるが、理論構成には疑問があるとするものも少なくない。すなわち、Yの相殺が無効であるとしてその効力を否定しても、受取人のYに対する預金債権自体が有効に存在している以上、直ちにYに利得が存在するものとは言い難いとの批判がある(柴崎暁〔本件原審判批〕金融・商事判例一二〇一号六〇頁、岡本雅弘「誤振込と被仕向銀行による相殺(下)」金融法務事情一七五二号三九頁)。

東京地裁判決は、相殺は有効とした上で、相殺したことに
により被仕向銀行に不当利得が生じるとしている(栗原由紀子〔判批〕銀行法務21六六二号六二頁、中村・前掲三五頁)。

両判決とも被仕向銀行の棚ぼた式利益は認められないという理由から振込依頼人の被仕向銀行に対する不当利得返還請求を認めるという結論については、おおむね支持されているが(判旨反対のものとして柴崎・前掲本件原審判批五九頁、同・〔判批〕金融・商事判例一二四一号四九頁)、その結論を導くための理論構成、例えば転用物訴権の法理

(岡本・前掲(下)三八頁)等がいろいろと検討されている。中でも、騙取金の弁済の判例法理(最判昭和四九年九月二六日民集二八卷六号一二四三頁、以下「昭和四九年最判」という)の構成を検討するものが多い。昭和四九年最判は、甲から乙が騙取又は横領した金銭により自己の債権者丙に対する債務を弁済した場合において、右弁済の受領につき丙に悪意又は重大な過失があるときは、丙の右金銭の取得は、乙に対する関係においては法律上の原因を欠き、不当利得となるとする。

本件原審判決については、相殺の効力を否定したのではなく、昭和四九年最判の法理を使い、Yの相殺はYが貸金債権を受取人の預金から弁済を受けたことと同視できると考えて、受取人との相殺によって貸金を優先的に回収したことはXとの関係において法律上の原因を欠くというのが本件原審判決の論理だったとする見解がある(本多・前掲(下)五二頁。本件を騙取金の判例法理の趣旨から不当利得が成立する事案であるとするものに佐々木修〔本件原審判批〕銀行法務21六四〇号二九頁)。

東京地裁判決は、騙取金による弁済に関する昭和四九年最判の法理に類似すると特に指摘される(麻生祐介〔判批〕金融・商事判例一二二八号九頁、大滝哲祐〔判批〕横

浜国際経済法学一四卷三号二九七頁)。しかしながら昭和四九年最判よりもゆるやかな要件で不当利得の成立を認めるものとなっている。この点につき誤振込の有無すなわち振込の原因関係の有無に關与する立場にない銀行が、振込

依頼人から誤振込の事情や受取人行方不明のため組戻しの承諾を取れない事情の説明を受け、誤振込にかかる可能性を認識したことをもって「法律上の原因」がないとする本件判決の理論構成には無理があるという指摘がある(関沢正彦「組戻承諾が取れない場合の被仕向銀行の誤振込金による預金相殺と不当利得」金融法務事情一七五五号五頁)。

騙取金による弁済の判例法理をどのような場合に拡張できるかについては学説で十分な議論がなされているとはいえず(本多・前掲(上)四四頁)、誤振込金による預金との相殺の場合に適用できるか否かにつき理論的な問題も指摘されている(松岡久和「本件判批」金融法務事情一七四八号一四頁)。

四 本判決の理論構成は、原審以上にわかりづらい。原審に対する批判を踏まえて相殺それ自体を無効とする判断をしているという理解(鎌形史子「本件判批」銀行法務21六四九号三四頁)もあるが、相殺を無効とした判決である」と理解する見解(中村・前掲三五頁)もある。またいった

ん受取人の預金債権の成立を認めつつその後の処理においては当事者間では受取人の預金債権は実質的に成立していないものとして扱うのは、平成八年最判に抵触するという指摘(鎌形・前掲三五頁)がある。

東京地裁判決では、被仕向銀行の相殺による債権回収を不当利得としたが、本判決においては、振込依頼人から組戻しの依頼があり、受取人もこれに承諾したにもかかわらず、被仕向銀行が正当な理由もなく組戻しを拒んだこと、被仕向銀行に対する不当利得返還請求を認めたポイントとなつていのではないだろうか(松岡・前掲一四頁は、被仕向銀行に不当利得責任を肯定するには相殺の意思表示を要するとする)。

本判決では、受取人が返還を承諾している場合、振込金相当額の預金を事実上放棄する意思表示と解することができる。この意味については、疑問が示されているが(柴崎暁「本件判批」金融・商事判例一二一九号六二頁、松岡・前掲一三頁)、受取人が預金債権を放棄したと解すると、被仕向銀行は受取人に対する預金返還義務が消滅するも、被仕向銀行には誤振込金が残存したままとなるので、被仕向銀行に誤振込金相当額の利得が生じることになる(鎌形・前掲三六頁)。そこで受取人の承諾により、振込依

頼人の被仕向銀行に対する不当利得返還請求権が生じたとするのが本判決の構成と考えられる(三枝・前掲(上)二〇頁)。

しかしながら「組戻しの方法をとるまでもなく」といつているが、実は本判決は誤振込の場合に被仕向銀行に組戻しに応じる義務があることを明らかにした事例といえるのではなく、本件原審につき被仕向銀行の組戻しに応じる義務を検討するものに本多・前掲(下)四九一五七頁)。そこで組戻しにつきみていくこととする。

五 組戻しとは、一度取り組んだ為替取引を何らかの事情により、仕向銀行にその取消を申し出ることをいう。この組戻しの法的性格は、振込依頼人と仕向銀行の間の為替取引契約の法的性格が委任契約であるから、委任契約の解除に相当するため、被仕向銀行が受取人の預金口座への入金処理が完了するまでは、何時でも解除の意思表示である組戻依頼をすることができる。すでに受取人の預金口座に入金処理した後に組戻依頼を受けた場合には、委任事務の処理が終了しているので、組戻依頼に応じる義務はないが、実務では受取人の預金口座への入金処理が完了している場合でも、受取人の承諾を得て、組戻依頼に応じている(松本貞夫「振込」鈴木禄弥・竹内昭夫編『金融取引法大系第

三卷』一〇〇頁)。

入金記帳後の組戻しに関しては、あくまでも実務として行われているものである。しかしながらわが国独自の組戻の実務は、仕向銀行のみならず被仕向銀行までが、たとえ預金成立後であっても受取人の意思を確認して資金返還のための承諾手続を負担しているのであり、これにより真の誤振込のほとんどは迅速・安価に資金が取り戻されているところに重要な意義がある(川田悦男「判批」金融法務事情一四五二号五頁)。平成八年最判の預金は成立するということを前提とすると、誤振込においては、振込依頼人は組戻しという仕向銀行の提供する手段を利用して、不当利得返還請求権を行使しているとみられる。そこで組戻しに関する受取人の承諾は、組戻しを介して、受取人が振込金相当金額の不当利得返還義務を果たすことになるという了解に相当するものということになる(木南敦「判批」金融法務事情一四五五号一六頁)。このように解すると本件においても振込依頼人が仕向銀行に組戻依頼をしたことにより、受取人に対する不当利得返還請求権を行使していることになる。入金記帳後の組戻しは、関係者の新たな合意に基づく法律行為(伊藤正晴「誤振込みと預金債権の成立」金融・商事判例一一二二九頁)といえるが、組戻し

に応ずるか否かか当事者の全くの任意に委ねられているものかという問題は、あまり意識して議論されているとはいえない。しかし前掲平成一五年最決では、誤振込の場合は組戻し手続きがとられていることを前提に、預金者であるはずの受取人がその預金の払戻しを行うことは詐欺罪とされており、被仕向銀行においても振込制度の運営者の一員として振込依頼人の要請と矛盾する行動をとることは許されないと考えられる。

それでは、被仕向銀行の組戻しに応じる義務というのは、どのような場合にあるのであろうか。それは入金記帳後のすべての組戻しに生ずるものではなく、誤振込に限定されるものであると考える。しかし誤振込であるかどうか自体問われるべきケースも少なくない(階猛「誤振込と預金の相殺」銀行法務21六五七号一一、一二頁)。したがって振込依頼人から誤振込を理由として組戻依頼を受けただけでは足りず、組戻しに受取人が承諾することが必要であろう。振込規定八条三項には、「振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります」とあるが、これは、これは受取人の承諾が受けられなかった場合を想定しているのであり、被仕向銀行単独の判断で組戻しを拒否することを前提としたものではない

(小笠原浄二「振込規定ひな型の逐条解説」金融法務事情一四一〇号二六、二七頁。預金規定等を改定して被仕向銀行が組戻しに応じることを定めるという方法を主張するものに森田宏樹「振込取引の法的構造―「誤振込」事例の再検討―」『金融取引と民法法理』一九〇頁)。

本判決では、Yが通常、入金記帳後の組戻しにつき、受取人の承諾があれば、応じていることが認められている。

本件では、Xの組戻依頼は、本件預金の入金記帳後にYに到達したと認定されており、Yが組戻しに応じるには受取人の承諾が必要となる。受取人は「本件振込金について何等の権利はなく、これをXに返還されても何等の異議を述べない」旨の確認書を作成しており、同確認書が組戻しの承諾に相当すると判断されている。本判決は「受取人も誤振込みであり、これの組戻しを承諾している場合には、組戻しに応じることに何ら問題はな」旨述べ、続けて(上記確認をとることかできなければ、組戻しに応じる必要はない)としているところから誤振込の確認がとれば組戻しに応じる必要があるとも読め、何ら問題がない以上、組戻しに応じるべきであったという価値判断が示されているのではなからうか。

組戻しを正当な理由なく被仕向銀行が拒否している場合、

「誤振込みをした依頼人は、受取人に対する不当利得返還請求権……の行使しかできないとすると、受取人としては、常に被仕向銀行に対する預金債権を行使せざるを得なくなり……、いたずらに紛争の解決を迂遠なものとし、実質的に保護すべき関係のないものを保護する結果となる」という判示は、振込依頼人は組戻しという手段を利用して不当利得返還請求権を行使することができると解しているのではないか。被仕向銀行の正当な理由のない組戻し拒否により、組戻しという不当利得返還請求のやり方を使えないと受取人が預金を払い戻すしかなく、当座預金口座の場合、当座取引の終了が必要になるため、紛争の解決を迂遠なものにし、被仕向銀行に相殺されるという実質的に保護すべき関係のないものを保護する結果となる。このような場合には、被仕向銀行に組戻しに応じる義務があるといえるのではないだろうか。

なお本件の受取人は無資力であるが、不当利得返還請求に応じて支払を行うこと自体、一般の受取人には、一定の手間がかかることが考えられる(山田遼一「誤った資金移動取引と不当利得(下)金融法務事情一三二五号二六頁」)ため、組戻しに応じる義務が生ずるのは、受取人が無資力の場合に限らないと考える。このように本判決は、誤振込

のため組戻依頼があり、受取人が承諾している場合には、被仕向銀行は組戻しに応じる義務があることを明らかにしたものであるといえよう。そのため受動債権が存在せず、相殺の可否の問題はでてこない。翻って東京地裁判決の場合には、受取人が不明で承諾を得ることができないため、組戻しができず、相殺の可否が問題となる点で本判決の射程外である。

藤田 様子

* 脱稿後、柏谷秀男〔本件判批〕判例タイムズ二二一五号七二頁に接した。